

ソフトウェアライセンス契約書

【重要】よくお読みください

このソフトウェアライセンス契約書（以下「本契約」といいます）は、SX-SDMAC対応サイレックス製無線ドライバ（以下「許諾プログラム」といいます）及び関連ドキュメント（「許諾プログラム」及び関連ドキュメントを総称して、以下「許諾ソフトウェア」といいます）に関し、お客様（以下「お客様」又は「ライセンシー」といいます）とサイレックス・テクノロジー株式会社（以下「サイレックス」といいます）との間で締結される契約です。

「許諾ソフトウェア」をダウンロード、インストール、または使用された時点で、お客様は、本契約に同意されたものとさせていただきます。お客様が本契約に同意できない場合、お客様は「許諾ソフトウェア」をダウンロード、インストールまたは使用することはできません。

第1条（許諾）

1. サイレックスは、ライセンシーに対し、ライセンシーが、ルネサスエレクトロニクス製RZ/A2M MPU及びサイレックス製SX-SDMACモジュールを組み込んだ製品（以下「指定製品」といいます）を開発し販売する目的に限り、オブジェクトコード形式の「許諾プログラム」を、「指定製品」の一部として使用し、販売することができる非独占的、再使用許諾不可、取消可能のライセンスを許諾します。この場合、ライセンシーは、許諾プログラムの開示及び使用に関して本契約と実質的に同等の制限事項（「許諾プログラム」のリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限を含みますが、これらに限定されません）を含むライセンス契約を「指定製品」のユーザーと締結しなければなりません。

2. 本契約の「許諾ソフトウェア」の定義には、他のライセンス契約の適用対象となるソフトウェア（以下「除外ソフトウェア」といいます）は含まれません。なお、GPL、BSDその他のオープンソースソフトウェアは「除外ソフトウェア」とします。

3. サイレックス及びそのライセンサーは、「許諾ソフトウェア」に関し本契約で明示的に許諾されていない全ての権利を留保するものとします。

第2条（関連ドキュメント）

ライセンシーは、「指定製品」の開発及びサポートの目的に限り、関連ドキュメントを使用し複製することができます。

第3条（制限事項）

1. 本契約で明示的に許諾された場合を除き、ライセンシーは、サイレックスの書面による事前承諾なく、「許諾ソフトウェア」の全部又は一部を、第三者に頒布、開示、販売、リース、再使用許諾、移転等してはならず、「許諾ソフトウェア」に付された著作権、商標、標章その他の知的財産権の表示又は秘密表示を削除又は変更してはなりません。

2. ライセンシーは、オブジェクトコード形式で提供される「許諾ソフトウェア」について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルをしてはならず、「許諾ソフトウェア」のソースコード、アルゴリズム等の解析行為を行ってはなりません。

3. ライセンシーは、本契約で許諾された権利を行使するにあたり、サイレックス又はライセンシーに対し「許諾ソフトウェア」を第三者に自由に利用させる契約上の義務を課す、いかなる行為及び契約締結もしてはなりません。

第4条（権利帰属）

「許諾ソフトウェア」は、著作権法及び著作権に関する条約をはじめ、その他の知的財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。「許諾ソフトウェア」は使用許諾されるものであり、販売されるものではありません。その権利はライセンシーには移転せず、著作権、特許権、営業秘密、商標、標章、発明その他の知的財産に関する黙示の許諾もありません。「許諾ソフトウェア」及びその改変物、機能追加、アップデート、派生物等に関する著作権、特許権等の知的財産権、ノウハウその他一切の権利は、サイレックス及びそのライセンサーに帰属します。

第5条（フィードバック）

ライセンシーは、「許諾ソフトウェア」に関するフィードバック及びアイデア（以下「フィードバック」といいます）を、適宜、サイレックスに提供することができます。この場合、ライセンシーは、サイレックスに対し、「フィードバック」を完全に使用し実行し利用することができる非独占的、無期限、取消不能、再使用許諾可能、全世界的、無償、無制約の権利及びライセンスを許諾するものとします。

第6条（秘密保持）

1. 秘密情報とは、直接または間接に、あらゆる手段で（書面か、口頭か、視覚的手段かを問いません）、サイレックスからライセンシーに開示される情報であって、（1）開示の際に「秘密」、「専有」又はこれらに類する表示で指定されるもの、及び、（2）「許諾ソフトウェア」（当該表示の有無を問いません）をいいます。ただし、秘密情報には、（a）ライセンシーが本契約に違反することなく、適法かつ公的に利用可能になったもの、（b）開示する権限を有する第三者から、秘密保持義務を負うことなく、受領したもの、又は（c）秘密情報を使用又は参照することなく、ライセンシーによって独自に開発されたもの、は含まれません。本契約のいかなる定めも、法令によって要求された範囲内で、ライセンシーが秘密情報を開示することを妨げるものではありません。なお、ライセンシーは当該開示の前に、その内容について、直ちにサイレックスに書面で通知し、開示の範囲を最小限にとどめる措置を講じられるよう、サイレックスに協力するものとします。

2. ライセンシーは、本契約に基づき許諾された権利及びライセンスを行使する為に知る必要のあるライセンシーの従業員以外の者に秘密情報を開示しないこと、及び、当該権利及びライセンスを行使する以外の目的に秘密情報を使用しないことに同意します。ライセンシーは、従業員に対する秘密情報の開示前に、当該従業員との間で、少なくとも本契約に定める秘密保持義務と同等の義務を含む秘密保持契約を書面で締結するものとします。ライセンシーは、本契約に基づき提供された、秘密情報を具体化した試作品、ソフトウェアその他の有体物に対し、リバースエンジニアリング、逆アセンブル又は逆コンパイルをしないものとします。

3. ライセンシーは、秘密情報を秘密として保持し不正な開示や使用を防ぐ為の合理的な措置を講じることに同意します。なお、当該措置には、少なくとも、ライセンシーが最も機密性が高い情報を保護する為に講じている措置を含むものとします。ライセンシーは、本契約で明示的に許可されているか、事前にサイレックスが書面で承認した場合を除き、秘密情報の複製を作成することはできません。ライセンシーは、全ての財産権の表示を、オリジナルに記載されたのと同じ方法で、すべての承認された複製に付さなければなりません。ライ

センシーは、サイレックスの要求がある場合、秘密情報及びその全ての複製（いかなる形態、メディアであるかを問いません）を、直ちにサイレックスに返却又は廃棄するとともに、ライセンシーがかかる行為を行ったことを証する書面を提出しなければなりません。

第7条（契約の終了）

本契約の違反があった場合、自動的に「許諾ソフトウェア」に関するライセンシーの全ての権利は直ちに終了するものとします。ライセンシーは、「許諾ソフトウェア」を、その複製も含めて、全て消去・廃棄し、当該消去・廃棄を証する書面をサイレックスに提出するものとします。

第8条（保証の否認及び責任制限）

「許諾ソフトウェア」は、現状有姿（AS-IS）で提供されます。サイレックスは、「許諾ソフトウェア」について、商業性、特定目的適合性、第三者の権利非侵害を含みますがこれらに限定されない、明示又は黙示のいかなる保証も行いません。ライセンシーは、自己の責任で「許諾ソフトウェア」を使用するものとします。サイレックスは「許諾ソフトウェア」又は「許諾ソフトウェア」の使用から生じる出力若しくは使用結果について、いかなる補償義務及び防御義務も負いません。サイレックスは、いかなる法理論に基づくかを問わず、「許諾ソフトウェア」に起因し又はこれに関連して発生する直接損害、間接損害、結果損害、特別損害、懲罰的損害について一切の責任を負わないものとします。本契約から生じる全ての請求又は訴訟原因に対してサイレックスが負う賠償責任の総額は、本契約に基づきライセンシーに提供された「許諾ソフトウェア」についてサイレックスが受領したライセンス料を上限とします。これらの制限や免責は、本契約の履行又は不履行に関する合理的なリスク配分を反映したものであり、サイレックスが本契約を締結する実質的な誘因として本契約に含まれるものです。

第9条（補償）

ライセンシーは、「許諾ソフトウェア」の使用、又は、ライセンシーによる本契約の違反に関連して生じる全ての請求、責任、損害（合理的な弁護士費用を含みます）から、サイレックスを防御し、補償することに同意します。

第10条（輸出）

ライセンシーは、適用法及び規則に違反して、「許諾ソフトウェア」の全部又は一部を直接又は間接に輸出することはできません。

第11条（ハイリスク アプリケーション）

1. 「許諾ソフトウェア」は、ルネサスエレクトロニクス製RZ/A2M MPU及びサイレックス製SX-SDMACモジュール以外の部品で使用されるよう設計されておらず、また、保証もされておられません。
2. サイレックスは、フェールセーフ（fail-safe）動作を要求するアプリケーション及び環境において使用される製品やサービスの開発で「許諾ソフトウェア」が使用されること、及び、「許諾ソフトウェア」がこれらの製品やサービスに組み込まれて使用されることについて、いかなる保証も行いません。ここで、フェールセーフ（fail-safe）動作を要求するアプリケーション又は環境とは、例えば、原子力施設、航空機のナビゲーション又は通信システム、航空管制、生命維持装置、外科的インプラント装置、武器システム、その他「許諾ソフトウェア」の誤動作が生命、人身傷害、著しい身体的損害や環境破壊（以下「ハイリスク アクティビティ」といいます）に直接つながるようなアプリケーション、装置又はサービスをいいます。本契約の他の規定にかかわ

らず、ライセンシーは「許諾ソフトウェア」を「ハイリスク アクティビティ」で使用してはならず、第三者に使用させてはなりません。当該使用に係る全ての責任はライセンシーが負うものとします。もしライセンシー又はライセンシーの顧客が「ハイリスク アクティビティ」で「許諾ソフトウェア」を使用した場合、又は、使用を許可した場合、ライセンシーは、当該使用の結果生じる全ての請求、費用及び責任からサイレックスを免責し、防御し、サイレックスが被った全ての損害を補償するものとします。

第12条（差止請求）

ライセンシーは、ライセンシーによる本契約の違反が、法律による十分な救済を受けられない即時かつ回復不能な損害をサイレックスにもたらす可能性があることを認識します。ライセンシーは、サイレックスが本契約に基づく差止請求権を有することに同意します。

第13条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本契約に関して紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第14条（一般条項）

1. 本契約のある条項が、管轄権を有する裁判所又は他の機関によって執行不能であると判断された場合でも、本契約の残りの条項は、引き続き有効に存続します。契約当事者は、本契約締結時の契約当事者の意思を反映する代替条項について誠意をもって協議することを合意します。
2. 本契約は、サイレックスの書面による事前承諾なく、ライセンシーによって自発的、法律の適用その他の方法により、譲渡又は移転されないものとします。
3. 本契約のいかなる規定もライセンシー以外の自然人又は法人に本ライセンスを理由とした又は本ライセンスに基づく権利、救済その他の利益を与えることを意図したものではなく、また、これらを与えるものと解釈されないものとします。
4. いかなる時であれ、又はいかなる期間であれ、当事者のいずれかが本契約の条項の履行を要求しなくとも、当該規定又は当該規定の履行を要求する当該当事者の権利を放棄するものと解釈されてはならないものとします。
5. 本契約は、契約当事者の完全合意を意図したものであり、本契約で規定された主題についての全ての同意（口頭か書面かを問いません）に優先するとともに、その修正は、両当事者の署名のある書面によってのみなされるものとします。

—重要：ご利用になる前に—

この度は、弊社の本ソフトウェア（次頁の利用許諾契約書 第1条にて定義）をご採用くださいますようお願いいたします。

本ソフトウェアをお客様のコンピュータ等において利用する前に、次頁以降の「利用許諾契約書」（以下「本契約」といいます。）を必ずお読みください。

「同意します」ボタンをクリックすることにより、又は本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製若しくは使用することにより、(a) お客様はそれを行

うことを許可した団体（例えば、雇用主）を代表して本契約を受諾し、それにより当該団体が本契約により法的に拘束されることを承諾したことになり、かつ、（b）お客様はかかる団体（存在する場合）を代表して行動し当該団体を拘束する権利、権能及び権限を有することを表明しかつ保証したことになります。

お客様が本契約に規定する契約条件に同意しない場合、或はお客様がかかる団体を代表して行動しお客様を拘束する権利、権能及び権限をもっていない場合には、「同意します」ボタンをクリックせず、かつ、本ソフトウェアの全部若しくは一部をダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製又は使用しないでください。本ソフトウェアは本契約により利用許諾されるものであり、お客様に対して販売・譲渡するものではありません。弊社は、お客様が本契約に従う場合にのみ、本ソフトウェアプログラムをダウンロードし、インストールし、アクセスし、若しくは他の方法で複製若しくは使用し、又は再使用許諾することをお客様に許諾します。

本契約にご同意いただけない場合、弊社は、お客様に本ソフトウェアのご利用を許諾することはできません。

本契約にご同意いただけない場合には、お客様がダウンロードした本ソフトウェアを含む全てのファイルを速やかに破棄してください。

本ソフトウェアに関する内容、ご不明な点又はご質問等ございましたら、弊社下記連絡先までご連絡ください。

なお、本契約の適用にあたり、本契約所定の内容に加え、以下のとおり、用語を定義します。

(1) 本LSI	[RZ/Aシリーズ]
(2) 本ドライバ	(1)の本LSIの周辺機能に対する制御機能を有する、ソースコードもしくはライブラリ形式で提供されるプログラム
(3) 本サンプルプログラム	(2)の本ドライバを利用する上で必要なソースコード形式のサンプルプログラム
(4) 本プログラム	本プログラムは弊社ウェブサイトで公開する型番とします。 https://www.renesas.com/rdp
(5) サイレックス製プログラム	[サイレックス製Wi-Fiモジュール SX-SDMAC用無線ドライバ]
(6) 本ソフトウェアパッケージ	本プログラム、サイレックスプログラムおよびそれらに付随する関連書類を同包する形態で提供されるソフトウェアパッケージをいい、以下の弊社ウェブサイトで公開する型番とします。 【URL】

※連絡先 ルネサス エレクトロニクス株式会社

カスタマーサポートサービス窓口 : [<https://www.renesas.com/support/contact.html>]

※上記ページからお問い合わせ入力フォームへお進みください。

利用許諾契約書

(クリックオン形式/無償/ソースコード提供/量産目的)

ルネサス エレクトロニクス株式会社 (以下「甲」という。) とお客様 (お客様が代表して本契約を締結しようとする団体) (以下「乙」という。) とは、次のとおり、ソフトウェアの利用条件につき、契約を締結するものとする。

第1条 (定義)

本契約において、次に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 「本LSI」とは、表紙(1)記載の甲製LSIをいう。
- (2) 「本ドライバ」とは、表紙(2)記載のドライバをいう。
- (3) 「本サンプルプログラム」とは、表紙(3)記載のサンプルプログラムをいう。
- (4) 「本プログラム」とは、本サンプルプログラムと本ドライバを総称したものをいい、表紙(4)記載の甲ウェブサイトで公開する型番を有する。
- (5) 「本資料」とは、本プログラムに関する資料をいう。
- (6) 「本ソフトウェア」とは、本プログラム及び本資料を総称していい、サイレックス製プログラム及びその付属書類は含まない。
- (7) 「サイレックス製プログラム」とは、表紙(5)記載のプログラムをいう。
- (8) 「本ソフトウェアパッケージ」とは、本ソフトウェア並びにサイレックス製プログラム及びその付属書類を同包する、表紙(6)記載のソフトウェアパッケージをいう。
- (9) 「対象ハードウェア製品」とは、本LSIを組み込んだ乙顧客製品をいう。
- (10) 「サイレックス社」とは、サイレックス製プログラムに関する著作権その他知的財産権を有するサイレックス・テクノロジー株式会社をいう。
- (11) 「子会社」とは、甲が総株主の議決権の過半数を直接又は間接に保有する会社をいう。
- (12) 「乙顧客」とは、乙が乙のソフトウェアと共に本ソフトウェアをサブライセンスする相手方をいう。
- (13) 「乙のソフトウェア」とは、本LSI及び本ドライバとともに動作する乙製プログラムであって、本ソフトウェアと共に乙顧客にライセンスされるものをいう。
- (14) 「オープンソースコード」とは、本ソフトウェアのうち、オープンソース条項に従って使用されるフリーソフトウェア、オープンソースソフトウェアまたは他のコンポーネントをいう。
- (15) 「オープンソース条項」とは、オープンソースコードに適用されるライセンス条項をいう。

第2条 (利用の範囲)

1. 甲は、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、甲がその権限を有する限度で、本契約有効期間中、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める譲渡不能の非独占的権利を無償で乙に許諾する。

(1) 乙のソフトウェアの開発・評価等を目的として、乙が管理・所有するコンピュータに本プログラムをインストールする権利

(2) 乙のソフトウェアの開発・評価等を目的として、本プログラムを使用及び複製し、ソースコード形式で提供された本プログラムを改変する権利

(3) 本条第2項に基づき乙顧客にサブライセンスすることを目的として、本プログラム（前号に基づき改変した本プログラムを含む）を複製し乙顧客に頒布する権利

(4) 前各号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本資料を使用及び複製する権利

2. 甲は、乙が本契約の各条項を遵守することを条件として、甲がその権限を有する限度で、本契約有効期間中、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める非独占的権利を乙顧客に乙のソフトウェアのライセンスと共にサブライセンスする権利を乙に許諾する。

(1) 本LSIとともに使用すること及び本LSI及び本ドライバとともに動作するプログラム（以下「乙顧客プログラム」という。）を作成することを目的として、乙顧客が管理・所有するコンピュータに本プログラムをインストールする権利

(2) 乙顧客プログラムを作成するために本プログラムを複製及び改変（ただし改変はソースコード形式で提供された本プログラムのみに限る）する権利

(3) オブジェクトコード形式の本プログラム（前号により改変したものを含む。）を複製し、乙顧客プログラムとともに対象ハードウェア製品に組み込んだうえで、全世界において頒布する権利

(4) 前各号の権利を行使するために合理的に必要な限度で、本資料を使用、複製し、全世界において頒布する権利

3. 前項に基づき乙が乙顧客に対し本ソフトウェアに係る権利をサブライセンスする場合、乙は、乙顧客に対して本契約における自己の義務と同等の義務を課すものとし、かつ当該乙顧客が本契約を遵守することについてその一切の責任を負うものとし、乙顧客その他の第三者に対して甲が一切の直接の責任を負わないよう免責するものとする。

4. 乙は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、第三者に対し、本条で許諾された権利を譲渡し、貸与し又はその占有の移転をしてはならないものとする。

5. 乙は、サイレックス製プログラムが本ソフトウェアパッケージに含まれて乙に提供されること、及び本契約と併せて提示される「ソフトウェアライセンス契約書」（以下、「サイレックス契約」という。）の条件に合意することでサイレックス製プログラムの権利許諾についてサイレックス社との間で直接の契約関係を形成することを、確認し合意する。乙は、サイレックス製プログラム及びその関連書類の全て又は一部にアクセスする前に、サイレックス契約に合意するものとする。甲は、本プログラムをサイレックス製プログラムと組み合わせて使用する権利（サイレックス製プログラムの使用そのものを認めるものではない）を許諾することを除きサイレックス製プログラム及びその関連書類について乙に対して何らの権利を許諾するものではなく、サイレックス製プログラムの使用に関して乙に対していかなる責任も負わない。また、乙は、乙及び乙顧客によるサイレックス製プログラムの使用に関するサイレックス社に対する一切の責任から甲を免責し、防御し、乙の作為または不作為により甲に損害が生じた場合には甲の損害を補償するものとする。

6. 本条第6項の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第3条（禁止行為）

1. 乙は、本契約で明示的に許諾されている場合を除き、本ソフトウェアに関し、次の各号に定める行為を行わない。

(1) 本ソフトウェアに付されている甲及び甲のライセンサーの著作権表示その他の権利に関する表示を除去又は変更すること

(2) 本ソフトウェアを使用、複製、改変、頒布し、又は再使用許諾その他の処分をすること

(3) オブジェクトコード形式で提供される本プログラムについて、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等の解析行為、又は改変行為を行うこと

(4) 本ソフトウェア（オープンソースコードを除く。）を、オープンソースとして取り扱わなければならないような態様で使用をすること

(5) その他本契約の規定に従わない形で本ソフトウェアを使用すること

2. 乙は、本ソフトウェアが、オープンソースコードを搭載し、またはオープンソースコードに組み込まれ、あるいはダウンロードの際にオープンソースコードを同包する形態で乙に提供される場合があることを認識し、これに同意する。オープンソースコードは、本契約の規定にかかわらず、本ソフトウェアにおいて明示されるオープンソース条項に従い使用しなければならない。乙は、該当する全てのオープンソース条項を完全に遵守することおよび乙によるオープンソースコードの利用について甲はいかなる責任も負わないことに同意する。また、本ソフトウェアのダウンロード後、乙は、本ソフトウェアの全てまたは一部にアクセスする前に、追加条項（以下、「本追加条項」という。）への同意が必要となる場合があることを認識し、これに同意する。本ソフトウェアに係る本追加条項が含まれる範囲において、当該本追加条項は、本契約に優先して適用され、本契約第2条に定められた利用許諾条件は、本ソフトウェアの該当部分に関していかなる効力も影響も及ぼさないものとする。

3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第4条（保証）

1. 甲は、商品性及び特定目的との合致に関する保証並びに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、本ソフトウェアパッケージに関して、乙に対していかなる保証も行わないものとする。

2. 甲は、乙による本ソフトウェアパッケージの利用に関し、乙に対し、乙の損害に対するものを含め、いかなる責任も負わないものとする。

3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第5条（権利の留保）

1. 本ソフトウェアに係る一切の知的財産権等は甲又は甲のライセンサーに帰属し、サイレックス製プログラム及びその関連書類に係わる一切の知的財産権等はサイレックス社に帰属する。本契約は、本ソフトウェアパッケージに関する著作権その他の知的財産権を乙に移転するものではない。本条において明示的に許諾した権利を除いて、甲は、本契約に基づき本ソフトウェアパッケージに関し、乙に対し、甲又はサイレックス社の産業財産権、著作権、半導体回路配置利用権、営業秘密その他すべての知的財産権に基づく何らの実施権、使用权又は利用権をも許諾するものではない。

2. 乙は、甲から引渡された本ソフトウェアに付された甲及び甲のライセンサーの著作権表示その他の権利に関する表示を、第2条の規定に基づき乙が作成する複製物にも付す。ただし、かかる権利表示が物理的に不可

能又は著しく困難な場合には、甲及び甲のライセンサーの権利保護のため、他の適切な手段をとるものとする。

3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第6条 (第三者からの請求等)

1. 本契約に基づき乙に許諾された権利の行使及び本ソフトウェアパッケージに関連して、乙が乙顧客その他の第三者から著作権その他の知的財産権の侵害その他を理由とする請求等を受けた場合であっても、甲は、当該請求等に関しいかなる責任も負わないものとする。

2. 乙は、本ソフトウェアパッケージに関する権利の有効性、侵害又は侵害のおそれに関わる何らかの訴訟等の存在を知ったときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第7条 (秘密保持)

1. 乙は、事前に甲から書面による承諾を得ることなく、本契約の履行に関連して甲から開示を受けた一切の情報を秘密情報として管理するものとし、第三者に開示し又は漏洩せず、且つ、本契約に定める目的以外のために秘密情報を使用してはならないものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する情報については、甲の秘密情報として取り扱わないものとする。

(1) 開示のとき乙が既に保有し又は既に公知であった情報

(2) 開示後、乙の責によらず公知となった情報

(3) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報

(4) 乙が独自に開発した情報

3. 乙は、秘密情報を知る必要のある必要最低限の従業員にのみ開示、本契約の履行以外の目的で使用させないものとする。

4. 乙は、開示を受けた秘密情報を、自己の秘密情報に対するものと同等の注意義務（ただし、善管注意義務を下回らないものとする。）をもって管理し、開示を受けた秘密情報の不正使用、公表、公開を行わないものとする。

5. 第1項の規定にかかわらず、乙は、乙顧客に対し、第2条第2項に定める再利用許諾に必要な範囲で、第2条第3項の規定を遵守することを条件として、甲の秘密情報を開示することができるものとする。

6. 第1項の規定にかかわらず、乙は、裁判所や行政機関の命令など法律に基づき甲の秘密情報を開示する義務のある場合には、当該秘密情報を開示できるものとする。但し、この場合、乙は甲に直ちにその旨を書面にて通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく甲に協力するものとする。

7. 本契約に基づく甲による秘密情報の開示は、当該秘密情報について何らの権利も他の当事者に付与するものではない。

8. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第8条 (有効期間)

1. 本契約は、第9条による解除、又は甲若しくは乙から本契約を終了する旨の意思表示がなされない限り有効とするものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、本契約の各条項において前項の期間と異なる期間を定めている場合には当該定めが優先するものとする。

第9条 (解除)

甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を行うことなく直ちに本契約を解除することができるものとする。

- (1) 本契約の条項の一に違反し、且つ、当該違反に関する甲の書面による通知を受領後30日以内にこれを是正しないとき
- (2) 差押、仮差押、仮処分、競売の申立若しくは租税滞納処分その他の公権力の処分を受け、又は破産、会社更生若しくは民事再生手続その他これらに類する手続の申立があされたとき
- (3) 自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき、不渡り処分を受ける等支払停止状態に至ったとき
- (4) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき
- (5) 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき
- (6) 甲乙間の信頼関係を破壊すると甲が認める行為を行ったとき
- (7) その他財産状態が悪化し、又はその恐れがあると認められる相当の理由があるとき

第10条 (契約終了時の措置)

1. 本契約が終了した場合、乙は、本ソフトウェアおよび全ての複製物を一切使用、複製、改変しないものとし、且つ、本ソフトウェアの複製物を一切頒布してはならない。乙は、本契約終了後15日以内に、甲の選択に従い、乙が保有する本ソフトウェア及びこれらの全ての複製物を甲に返却するか、破棄したうえでその確証を甲に提出する。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第11条 (輸出関連法令の遵守)

1. 乙は、本契約の履行に関連して、外国為替及び外国貿易法その他の関係法令の規制に服する製品、技術若しくは役務の全部又は一部を輸出又は提供する場合、同法令に従って必要な許可を取得し、適用ある関係外国政府の規制を遵守するものとする。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第12条 (ハイリスクアプリケーション)

1. 乙は、本ソフトウェアパッケージが、甲製RZ/A2M MPU以外の部品で使用されるよう設計されておらず、また、保証もされていないことを確認して本ソフトウェアパッケージを使用するものとする。
2. 甲は、フェールセーフ (fail-safe) 動作を要求するアプリケーション及び環境において使用される製品やサービスの開発で本ソフトウェアパッケージが使用されること、及び、本ソフトウェアパッケージがこれらの製品やサービスに組み込まれて使用されることについて、いかなる保証も行わない。ここで、フェールセーフ (fail-safe) 動作を要求するアプリケーション又は環境とは、例えば、原子力施設、航空機のナビゲーション又は通信システム、航空管制、生命維持装置、外科的インプラント装置、武器システム、その他本ソフトウェアパッケージの誤動作や瑕疵が生命、人身傷害、著しい身体的損害や環境破壊 (以下「ハイリスクアクティビティ」という。) に直接つながるようなアプリケーション、装置又はサービスをいう。本契約の他の規定にかかわらず、乙は本ソフトウェアパッケージをハイリスクアクティビティで使用してはならず、第三者に使用させてはならず、当該使用に係る全ての責任は乙が負うものとする。もし乙又は乙の顧客がハイリスクアクティビティで本ソフトウェアパッケージを使用した場合、又は、使用を許可した場合、乙は、当該使用の結果生じる全ての請求、費用及び責任から甲を免責し、防御し、甲が被った全ての損害を補償するものとする。
3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第13条(反社会的勢力(暴力団等)の排除)

1. 甲は、乙が、個人であると団体であるとを問わず(法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。) 、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明したとき、又は、乙が、同法第三十二条の二に規定する事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させたときは、何らの催告を要することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 甲が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合には、乙に損害が生じてもこれを一切賠償しない。
3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第14条 (一般条項)

1. 乙は、事前に書面による相手方の承諾を得ることなく、本契約に基づき生じた権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。
2. 本契約の規定の一が無効または適用されないと判断された場合であっても当該規定はその有効性を確保するために必要な範囲で効力を有し、本契約のその他の規定は引き続き効力を有するものとする。
3. 当事者の一方が、相手方による本契約の義務の履行を要求しなかったとしても、このことは、その後当該義務又は他の義務の履行を要求する権利を放棄したとはみなされない。
4. 甲及び乙の関係は、独立した当事者としての関係を継続するものであり、本契約のいずれの規定も、甲及び乙間にパートナーシップ、ジョイントベンチャー、雇用、又は代理関係を創設するものではない。いずれの当事者も、他方当事者を拘束するいかなる権限も有しない。
5. 本契約は、当事者間の完全なる合意を構成し、それに関連する本契約締結前のすべての協議及び合意に取って代わるものとする。本契約の改訂、変更又は追加は、書面により規定され、各当事者の正当に授権された代表者により記名、押印されない限り、有効とはならず当事者を拘束しないものとする。
6. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第15条（準拠法及び裁判管轄）

1. 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して生じる一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。

第16条（協議）

1. 本契約に関して疑義が生じた事項及び本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決する。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続する。